

意匠分類記号	意匠分類の名称
D3-200	燃焼型照明器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
D3-20	全	燃焼型照明器具	
D3-210	全	たいまつ、灯明等	
D3-211	全	たいまつ等	
D3-212	全	灯明	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
C7-142	葬祭用照明器具		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
たいまつ	たいまつ用油灯器	かがり火灯	
灯明	灯心	灯心用浮き子	
定義			
<p>光源に電気以外のものを使用した照明器具(例:薪、灯油、油脂、ガス)であって、下位の分類に該当しないもの。</p> <p>ただし、電氣的光源を使用した場合でも従来の用途、形態特徴が共通する照明具を含む。</p>			
登録 351722 「携帯用照明器具」 	登録 970609 「キャンドルサービス用トーチ」 	登録 988619 「かがり火灯」 	登録 870507 「灯明の火袋」 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			